

<子ども・子育て支援交付金> 令和8年度予算 2,163億円の内数 (2,013億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

事業の目的

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の調整機関の職員やネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及びネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、訪問事業との連携により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。

(子ども・子育て支援法第59条第8項に規定される事業)

事業の概要

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、下記の取組に対して支援を行う。

(1)調整機関の職員やネットワーク構成員の専門性強化等

- ① 児童福祉司任用資格取得のための研修受講など
- ② ネットワーク構成員のレベルアップを図るための研修会の開催など
- ③ ・ネットワークと乳児家庭全戸訪問事業等の訪問事業との連携構築
・ネットワークの調整機関による情報収集や、利用者支援事業等との相互の役割分担の調整等

④ ネットワーク関係機関の連携強化

(2)ネットワーク関係機関の連携強化

インターネット会議システムの導入や関係機関の協働によるケース管理などにより、ネットワーク関係機関の迅速な情報共有を図る。

実施主体等

実施主体:市町村(特別区を含む)

補助率:国1/3(都道府県1/3、市町村1/3) ※国、地方ともに消費税財源

補助単価:

(1)調整機関の職員やネットワーク構成員の専門性強化等

①児童福祉司任用資格取得のための研修受講など
80,000円(受講1人あたり)

②地域のネットワーク構成員の専門性向上を図る取組
660,000円(1市町村あたり)

③(ア)ネットワークと乳児家庭全戸訪問事業等の訪問事業との連携構築
(イ)ネットワークの調整機関による情報収集や、利用支援事業との相互の役割分担の調整等
(アのみ実施) 720,000円(1市町村あたり)
(ア及びイを実施)2,520,000円(1市町村あたり)

④ネットワークの活動等の周知
640,000円(1市町村あたり)

(2)ネットワーク関係機関の連携強化 3,000,000円(1市町村あたり)

